

農地中間管理事業 令和7年度事業計画書

農地中間管理事業

農地中間管理事業の実施主体(農地中間管理機構)として、県・市町村・農業委員会等関係機関及び農業委員並びに農地利用最適化推進員等との連携を図り、円滑な農地の利用調整を行うため市町村が策定した地域計画との一体的な推進を行い、農地貸付希望者より農地を借入れ、地域の担い手である農地借受希望者に地域計画(目標地図)等の地域ビジョンに沿った農地の集積・集約化を進めるため再配分(貸付け)を行う。

[農地中間管理事業計画]

(単位: 件、ha、千円)

区 分	実 施 計 画		
	件数	面積	借賃
借 入 (農地中間管理権)	3,500	3,500	525,000
うち転貸(過年度借入鈍)	3,500	3,500	525,000

※「農地中間管理権」とは、農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを目的として、農地中間管理機構(公社)が取得する「賃借権または使用貸借による権利」等と定義されています。(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項)。